

とくしま・くらしサポートネット事業 実施要領

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

1 事業目的

社会福祉法人・福祉施設などとの協働による地域協議会を設置し、その活動を推進するために必要な事業を展開することを目的として実施する。

2 実施主体

市町村社会福祉協議会

3 事業内容

地域協議会の設置を契機として、社会福祉協議会や社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の実施並びに展開を図る。

4 助成額等

(1)助成額 一カ所100千円以内

(2)対象経費

報償費（謝礼金等を含む）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃借料等とする。

*備品購入は対象外とする。

(3) 指定期間は交付決定のあった年度の3月31日までとする。ただし、事業実施状況等により年度を超えて事業を継続することを可能とし、市町村社協会長はその旨を書面にて報告し、県社協会長の承認を得るものとする。

5 社会福祉協議会の役割

(1)市町村社会福祉協議会の役割

- ①社会福祉法人・福祉施設との協働による地域協議会の設置
- ②地域協議会に関わる関係者の養成及び組織づくり
- ③活動状況などの広報
- ④報告会・研修会における実践の報告
- ⑤その他、事業の実施に必要なこと 等

(2)県社会福祉協議会の役割

- ①24市町村協議体のネットワーク構築
- ②市町村社協が行う地域協議会の設置・運営に対する支援
- ③制度施策等の情報提供
- ④活動助成金の支出
- ⑤人材（CSW等）養成、研修会等の開催
- ⑥その他、事業の実施に必要なこと 等

6 助成金についての注意事項

- (1)助成年度内に使用することを原則とする。
- (2)この事業以外に使用しないこと。
- (3)使途内訳について関係書類の提出等を求められた場合はこれに応じること。
- (4)不当に使用した場合は、助成金の一部または全額を返還させることがある。

7 その他

- (1)市町村社協会長は、事業終了にあたり一定の報告書等を作成し提出すること。

(2)県社協は、事業実施において市町村社協に対し必要な支援・協力にあたる。